

2022年8月8日

厚生労働省健康局長  
佐原康之 様

流行の急拡大における新型コロナウイルス感染症対策における緊急提案

全国保健所長会  
会長 内田勝彦

保健所は新型コロナウイルス感染症について、感染症法に従い「新型インフルエンザ等感染症」として、相談、検査、全数届出受理、積極的疫学調査、就業制限、入院勧告、適切な医療提供の調整等に従事しています。感染の急拡大に応じた事務連絡や通知などから各自治体が保健所の負担軽減策を導入しつつも、検査や診療の希望に対し、需要は供給をはるかに超えることから、もはや全数把握も正確ではなく患者個人の確認はもとより、必要な医療提供や施設等の集団対応などが適切に行えず、地域の感染症対策を担う保健所は、住民の健康を守るための任務遂行が困難な状況です。

オミクロン株を主とした感染性が高く病原性が低くなった疾患の特性に応じ、地域における集団感染や流行拡大を予防し、適切な医療提供体制に資するよう、効率的かつ効果的な感染対策を行うことが重要です。

全国知事会および日本医師会の緊急申し入れや専門家有志による提言等も鑑み、流行拡大時のまん延期には患者の特定や個々の積極的疫学調査は不可能であり全数把握は有用な方法ではないため、直ちに行うべき5項目について、緊急に提案します。

記

- 1 適切な医療提供のために、届出の定義を医療調整が必要な患者（重症者、医学的ハイリスク者、妊婦、高齢者等）に限定すること
- 2 必要な医療や健康観察は病病・病診連携など平時の地域医療連携の中で行われるようにすること
- 3 発生動向としての感染者数把握は、「全数報告」とは別の方法(定点、重症者数、入院者数など)で、G-MISの活用など検査機関や医療機関の既存システムから行うこと
- 4 患者の療養期間や濃厚接触者特定の要否について、国際的かつ科学的知見に基づき見直すこと
- 5 感染経路を踏まえ、効果的な感染予防策の周知啓発を地域及び国が統一して行い、住民の主体的な感染予防行動を促すこと。